

学校評価システムの構築

平成20年度予算額(案) 606,614千円(前年度予算額 763,088千円)

- ◆学校の自主性・自律性が高まる上で、学校運営の発展を目指す
- ◆学校が説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民との連携協力を促進

- ◆平成19年6月学校教育法の改正
 - ・学校評価に関する根拠規定を新設
 - ・学校の積極的な情報提供について規定
- ◆平成19年10月学校教育法施行規則の改正
 - ・自己評価の実施・公表
 - ・学校関係者評価の実施・公表
 - ・評価結果の設置者への報告

- ◆教育再生会議における検討
 - ・国が示すガイドラインを参考に、学校の設置者である市町村、都道府県の判断により、外部の有識者等からなる評価委員会を設け、学校の第三者評価を行う。
 - ・保護者や地域住民等による実効ある外部評価の導入・結果の公表



○学校の第三者評価の推進 79百万円 (68百万円)

学校の第三者評価の推進を図るために、国が委嘱した専門家等による評価や都道府県など地方自治体を主体とした評価を実施し、評価手法等の研究・蓄積・普及を図る。
(168校→178校)

○第三者評価等に関する調査委託研究

208百万円 (168百万円)

第三者評価をはじめとする学校評価の充実・定着を図るために必要な調査研究について、研究機関等に委託して実施する。

○学校評価の充実・改善のための実践研究

320百万円 (506百万円)

各都道府県及び指定都市において、学校評価のガイドラインに基づく自己評価・学校関係者評価や情報提供に係る実践研究を実施し、地域の実情を踏まえた特色ある取組の研究・普及を図る。

(1地域当たり500万円)

7. 学校評価システムの構築

(前年度予算額	763,088千円)
20年度予算額(案)	606,614千円

1 趣 旨

- (1) 学校の自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、学校の運営の改善と発展を目指すとともに、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要である。
- (2) 平成19年6月に学校教育法を改正し、学校評価の実施とその結果に基づく学校運営の改善について規定するとともに、保護者及び地域住民等との連携に資するため、学校運営に関する情報の積極的な提供について規定した。
また、平成19年10月には、この法改正を受けて学校教育法施行規則を改正し、「自己評価の実施と公表」、「学校関係者評価の実施と公表」、「自己評価結果及び学校関係者評価結果の設置者への報告」について新たに規定を設けた。
- (3) 教育再生会議の報告において、「国が示すガイドラインを参考に、学校の設置者である市町村、都道府県の判断により、外部の有識者等からなる評価委員会を設け、学校の第三者評価を行う」、「学校は、学校評議員、保護者、地域住民などによる実効ある外部評価を導入し、その結果を公表する」と提言されている。
- (4) このような状況を踏まえ、第三者評価をはじめとする学校評価の充実・改善を図ることにより、適切な学校評価システムを構築できるよう、以下の事業を実施する。

2 内 容

1. 学校の第三者評価の推進 78,614千円 (67,762千円)
学校の第三者評価の推進を図るために、国が委嘱した専門家等による評価や都道府県など地方自治体を主体とした評価を実施し、評価手法等の研究・蓄積・普及を図る。
第三者評価の実施対象校 178校
2. 第三者評価等に関する調査委託研究 208,000千円 (168,239千円)
第三者評価をはじめとする学校評価の充実・定着を図るために、必要な調査研究について、研究機関等に委託して実施する。
3. 学校評価の充実・改善のための実践研究 320,000千円 (505,719千円)
各都道府県及び指定都市において、学校評価のガイドラインに基づく自己評価・学校関係者評価や情報提供に係る実践研究を実施し、地域の実情を踏まえた特色ある取組の研究・普及を図る。
1地域当たり @5,000千円